

国際会計基準審議会御中

(社) 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

意見募集「発効日と経過措置」についての意見書

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、表記意見募集に対して意見書を提出する。

全体的なコメント

我々は多くの新基準が完成する時期に、IASB がその適用時期についての意見を世に問うのは利害関係者の意向を尊重する姿勢として歓迎する。本件に関するユーザーの基本的な立場は、①新会計基準は現行基準の改善なので、出来るだけ早く適用すべきである、②比較可能性の観点から、早期適用期間は1年とすべきである、③一部の基準はシステム対応に時間を要することは理解しており、段階的導入とすることが現実的である、④初度適用企業に一定の配慮をすることは受け入れられる、というものである。

以下、個別の質問に関して、我々の意見を述べる。

Q1. この意見募集に回答する企業（又は個人）についての説明

当協会はアナリスト教育試験制度を運営する非営利法人で、約24,000名の検定会員を擁する。企業会計研究会は当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、公認会計士、学識経験者を含む14名の委員で構成され、国際会計基準審議会（以下IASB）や企業会計基準委員会（以下ASBJ）の公開草案に対して意見を表明すると共に、ASBJや金融庁と意見交換をしている。

Q5(a) 単一日アプローチと段階的アプローチ

我々は段階的アプローチを支持する。IASBが提案している新会計基準は全体として、現行会計基準を改善するものであり、良い基準は可能な限り早く導入すべきである。一方、我々はいくつかの基準は作成者側にシステム対応や遡及適用のためのデータ整備に時間がかかることを理解している。従って、単一日アプローチによると必然的に発効日は遅くなり、これは良い基準は早く適用して欲しいという我々の立場に合致しない。

単一日アプローチには他にも大きな問題があり、日本の歴史的経験はこの問題について貴重な示唆を与える。日本は1990年代に会計ビッグバンと呼ばれる一連の大きな会計基準改善を経験した。これによって、ローカルな基準であったJGAAPはUSGAAP等の国際的な基準に匹敵する高品質な基準に進化した。会計ビッグバンは段階的アプローチによって行われたが、これによって我々ユーザーは徐々に新しい会計基準に習熟することができた。

仮に単一日アプローチによった場合は、沢山の基準変更を短期間に理解するという大きな負担をアナリストを含む関係者に課していたであろう。また B/S や P/L が一時に大きく変化すると、どの基準の変更によってどのような変化が生じたかを分析するのは極めて困難であったであろう。会計ビッグバンを直接経験した作成者の中にも単一日アプローチに懸念を表明する人がいる。多数の会計基準を一挙に変更することにリスクがあるのはもちろんだが、一部の会計基準変更はビジネス・プロセスの変更を要求するため、一挙にそれに対応するのは極めて困難であるというのが懸念の理由である。

Q5(c) 段階的アプローチの時間的配列（又はグルーピング）

段階的アプローチを取る場合、何をいつから導入するかが問題になる。我々は、第一に保険、第二に金融商品（減損）が導入に時間がかかるプロジェクトと認識している。また、連結に関する基準変更は他の基準変更と別に行うことにより、両者の変更による差異が明瞭となることが望ましい。その他の基準は相互に関連性が高いものが多く一挙に導入すべきだろう。これを踏まえると、時間的配列として、次が考えられる。

- 2012年 連結
 - 共同アレンジメント
- 2013年 公正価値測定
 - 金融商品（分類及び測定、ヘッジ）
 - 収益認識
 - リース
 - 退職後給付
 - その他の包括利益項目の表示
- 2014年 金融商品（減損）
- 2015年 保険

上記、2013年に一挙に導入すべきとした6つの項目について、これを分割して導入する場合でも、整合性の観点から相互関連性について配慮すべきである。なお、連結、共同アレンジメントは2011年第1四半期に基準公表予定だが、連結の遡及適用は限定的、共同アレンジメントは遡及適用無しなので、2012年から適用することとした。

Q6 早期適用

早期適用は企業間比較を難しくするために、基本的には反対である。しかし、早期適用を認めることにより、これを望む企業が新基準を導入し先例を作り監査人も経験を積むことができるので、翌年以降、その他の企業の導入が容易になるという社会的コスト低減効果があることも理解できる。については、各基準に1年間の早期適用期間を認めてはどうか。ただし、早期適用を認める場合でも前述のように相互関連性のある基準については一括して行うことを条件とすべきであり、個別基準の早期適用を許容すべきではない。

Q8 初度適用

上記の早期適用についての提案に関わらず、初度適用企業には新基準の早期採用を認めるべきである。例えば、我々の提案では、保険の早期適用は（強制適用の1年前である）2014年から可能であるが、初度適用企業に関しては2012年あるいは13年からの適用も可能にすべきである。これは比較可能性の問題を生じうるが、初度適用企業の負担軽減を優先すべきであると考えている。上記 Q6 の回答と同様にここでも個別基準の早期適用は許容すべきではない。

以 上